

令和2年4月2日

各事業所 各位

株式会社 ONE-TO-ONE

浦安リハビリデイステーション

## 利用者の居宅への訪問によるサービス提供

拝啓

皆様には時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社にひとかたならぬご愛顧を賜り、あらためて御礼申し上げます。さて、このたび弊社では、厚生労働省老健局の通達（参考資料①②）に基づき、長期間自宅に待機して外出できないご利用者様に対して臨時的な居宅訪問での機能訓練を提供するサービスを始めますのご案内いたします。

新型コロナウイルスにおいて外出を控えている高齢者が長期間の自宅待機を続けると、「生活不活発病」につながります。身体の動きが低下し、歩くことや生活動作が行いにくくなったり、疲れやすくなったりします。また身体の回復力や抵抗力が低下し、疲れやすさが改善しにくくなります。さらに、インフルエンザなどの感染症が重症化しやすい傾向にあります。このサービスをご利用していただき自宅において運動を行うことで、身体の抵抗力の維持に貢献していきたいです。

今後ともサービスの改善につとめて参りますので、皆様には一層のご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

浦安リハビリデイステーション

浦安リハビリデイステーション市役所前

行徳リハビリデイステーション

事務連絡  
令和2年2月24日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
振興課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて（第2報）

都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて

2. 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合 算定方法（通所系サービスの場合） 提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間（通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満）の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分（通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分）で算定する。なお、当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるものとするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

※ なお、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。ただし、その他新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に算定基準を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いに準じることに留意されたい

事務連絡  
令和2年3月6日

都道府県  
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省  
老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第4報）

問1 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所（デイサービス等）が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる場合も、同様の取扱いが可能か。

（答）

可能である。

問2 問1の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせることで、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差し支えないか。

（答）

差し支えない。